

麻生町報

發行所
麻生町四二番地
麻生町役場
發行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

八月から全町に實施國民健康保險
五月にわたり座談會開く

全町に國民健康保險が實施されたのでその制度及び趣旨等を普及の爲、質疑應答や映画スライド等上映、左記日時に町内各部落に於て座談會を實

スライド上映を實施
六月七日麻生地區本城母の會
六月二十日 町内宣傳車によ

る趣旨普及

六月二十一日 行方地區五丁目

六月二十二日 行方地區今宿

六月二十八日 麻生地區富田

(中台)

六月三十日 麻生地區富田

(生合)

六月三十日 麻生地區富田

(上宿)

六月三十日 〃 (西濱)

六月三十日 〃 古宿母の會

七月六日 小高地區前谷

小高地區後谷

七月九日 小高地區井貝

七月十日 小高地區橋門

七月十一日 小高地區宿

七月十四日 麻生地區下淵

(一丁目二丁目)

七月十四日 〃 (三、四、五丁目)

七月十四日 小高地區縫澤

七月十七日 小高地區内根根堀

七月二十三日 麻生地區玄通

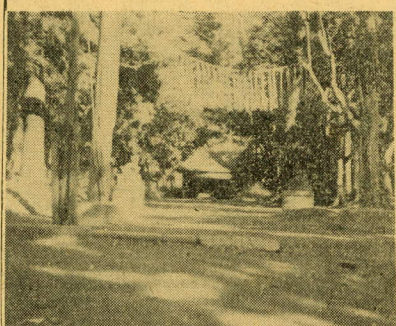
母の會

七月二十七日 小高地區島並

小高地區南

七月三十一日 小高地區元方

8 月 末 人 口				
	男	女	計	世帯數
麻生地区	2,967人	3,142人	6,109人	1,115
太田地区	1,216	1,220	2,436	390
大和地区	2,788	3,035	5,823	911
行方地区	1,426	1,507	2,933	504
小高地区	1,973	2,057	4,030	689
計	10,370	10,961	21,331	3609



國保運營協議會
開催

八月七日	麻生地區富田(東)
八月八日	太田地區台矢幡
〃	太田地區矢幡
八月八日	麻生地區富田(中濱)
八月九日	太田地區渚
〃	太田地區橫須賀
〃	麻生地區富田(東)
八月十日	麻生地區粗毛
八月十一日	麻生地區蒲繩
八月十三日	太田地區石神
〃	太田地區根古屋
八月二十三日	大和地區青沼
(原)	
九月四日	麻生地區古宿
九月五日	麻生地區新田
九月六日	麻生地區宿
九月六日	麻生地區田町
九月七日	麻生地區新原

國民健康保險の話
(2)

月収入に應じたお金を積立て
おいて、被使用人に病人が
た場合にその醫療費を負担
してやるというやり方です。
ですから、社會保險ではお互
に手をとって合つて不幸にも病
氣にたおれた人を助けて行く
という、いわゆる相扶共済の
精神「萬人が一人のため、一人
が萬人のために」というこの
精神が基本になつてゐるので
自分さい良ければ他人はどう
でもよいというような人や、

の人たちや中小商工業のよう
な自營業者を對象としたもの
ですから、健康保險などのよ
うに費用の半分を負担してく
れるような事業主というもの
がないこと、従つてこれに要
する經費は一應自分たちが負
担しなければならぬ点で
す。

國民健康保險ではこれを保險
税と一部負担金という二つに
分けています。

○保險税、○の事業に関する

國保は全縣に實施

厚生省の調査によると昭和二十九年の國民醫療費は二、三〇〇億圓で國民一人當り二、六〇五圓（昭和二十八年度は二、三九四圓）となり、かりに一世帯の人數を五人とすると、一年間に一世帯當り一、五〇二五圓を支出したことになるわけです。この醫療費は前

昭和三十一年までに
年にくらべて一五%も増加しています。
一方國民所得は二、八%しか増加していません。
われわれの生活上醫療費の支出が非常に大きな負担になっていることが判るでしょう。
しかも、病氣は文明が進むにつれ、年々増加しています。

選舉人名簿調製始る

基本選舉人名簿と漁業調整委員選舉人名簿は九月十五日現在で調整されるが、これらの名簿に登載される要件等は次のとおりである。

2、引讀き三ヶ月以來（昭和三十一年六月十六日以前より同年九月十五日まで引續き）麻生町の区域内に住所を有する者

●選舉人名簿の登録は早目に申請して下さい

- 一、基本名簿登録要件
1、日本國民で十二月二十日現在で年令滿二十年以上（昭和十一年十二月二十一日以前出生）の者
- 二、漁業調整委員選舉人名簿登録要件
3、欠格事項に該當しない者
1、漁業者又は漁業従事者
2、麻生町に住所又は事業場

◎お知らせ

費は療養給付費といふ。すは國民健康保險税として皆さんに課せられます。麻生町では大体一世帯二、〇〇五圓です。(全國平均二、四八七圓) 月割によると一六七圓というところで

一部負担金 療養給付に要する費用(お医者さんにかゝるときの費用のことです)の全部を保險税としたのでは、各自の負担が非常に大きくなりますし、その上負担の適正、濫診の防止

この一部負担金は大抵お医者さんの窓口で直接支拂うように定められてゐます。市町村によつて保險税の徴収のとき一緒に納めるようにしているところもあります。もちろんこの一部負担金は、その人が全然醫療をうけなければ支出しないで済みますが、病氣というものはいつ誰に襲つて來るかわからないものですからその場合に醫療費は半額だけ支拂えば済むということはありがたい話だとお考えになり

◎お知らせ

○大和地区被保險者へ

一、今まで葬祭費の給付は葬儀當日お届けいたし居りましたが、八月一日からは受診証と印鑑を持參して大和支所に於て受領して下さい

二、助産費の給付については今まで會計年度末に給付して居りましたが、此度出産の都度給付することになりましたから受診証と印鑑持參でこれも大和支所に於て受取つて下さい。

○診療協定成立

一部を本人に負担させる事になつています。一部負担は五割以下と定められていますが、本縣では現在のところ全部五割です。ですから實察にお医者さんにかゝるとき醫療費が一〇〇圓であつたなら半分の五〇圓だけ自分の懐から支拂えばあとの五〇圓は保険者（國保を實施してゐる市町村のこゝとです）が皆さんが納めてゐる保險稅の方から支拂つてを下回つていましたが、その後七月までに新たに一四の市

四、市町村や國縣はどれだけ補助しているか
それならば國民健康保險は結局個人が出し合つた金だけで運営して行かなければならぬのか、肝心の保険者である市町村は全然懐手であるのか國や縣は何も面倒をみてはくれないのかという疑問が起るのでしたが、これにはいろいろの面から援助の手を差しのべられてるので次回に詳細にお話ししましょう（未完）

けない方は速かに受給して下さい。
○麻生町國民健康直營診療所
病棟設置國療補助金左の通り決定する
病棟建設費補助額
二四九、〇〇〇圓
醫療器具費補助額
三九、〇〇〇圓
○診療協定成立
八月十五日に鹿島郡醫師會並びに潮來保健所と麻生町國民健康保險の間に診療協定成立いたしましたから御利用下さい。

31年度國保稅の 算出方法

多額の医療費個人の力だけではとても負担にたいられないのが現状です。醫療に恵まれない人は如何にすべきか、これがいま一番重要な社會問題となつています。縣においても當面の對策として全市町村に國民健康保險を普及して昭和三十二年度までに全縣に普及完了を目標に事業實施にを下回つていましたが、その後七月までに新たに一四の市町村が開始いたしました。また二〇の市町村が十月一日事業開始を目標に着々準備を進めている現況です。

昭和三十二年度中に全縣民が醫療費の重壓から解放され明るい豊かな生活が訪れることでありましょう。

を有する者

3、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事する者

4、年令満二十年以上の者（昭和十一年十二月二十一日以前出生の者）

5、欠格事項に該當しない者お登録申請書は十五日頃各に配布される予定

漁調委名簿の申請期限は九月二十日までであるから早く早く申請されたし。

一、基礎

イ、單位11圓50銭×受診率8%×1件當点數60点×被保險數18,000人=10,557,000圓（費用總額）

ロ、費用總額の100分の60に相當する額が本年の被診額 $\frac{60}{100}$ 、

10,557,000圓× $\frac{60}{100}$ =6,334,200圓……（課税額）

二、標準割合

イ、1所得割40は2,533,680圓

ロ、2資産割10は633,420圓

3、税額100は633,420圓

3 世帶別 15 人 950、130圓
 3 平等割額 100 圓
 4 被保險者 35 人 2、216、
 4 均等割額 100 圓 970圓
 合計 100 人 6、334、200圓
 下、1課税所得金額
 2 固定資産稅額 309、003、120圓
 18、044、540圓
 3167月
 3 世帶數 18、478人
 4 被保險者數
 三、總 算
 1 所得割稅額 2、533、680圓 ÷
 課税所得金額 309、03102
 價 = 0、0082 (稅率)
 2 資産割稅額 633、420圓 ÷ 固
 定資産稅額 18、044、540圓
 = 0、035 (稅率)
 3 世帶別平等割總額 950、130
 圓 ÷ 世帶數 3、167 = 300圓
 (稅率)
 4 被保險者均等割額 2、216、5、
 70圓 ÷ 被保險者數 18、478
 人 = 120圓 (稅率)
 四、結 算
 年間一世帶當り 2、006圓
 月平均一世帶當り 167圓
 年間被保險者一人當り 343圓
 月平均被保險者一人當り 28圓
 56錢

